

平成30年度の全国と鹿児島支部の収支状況(暫定版)

(※数値は、国から提供のあった暫定値に基づいて算出したものであり、今後の国の決算の状況で変わりうる。)

(百万円)

	収入						支出															収支差			
	保険料収入		その他収入				計	医療給付費(調整後)(国庫補助を除く)						現金給付費等(国庫補助等を除く)	前期高齢者納付金等(国庫補助を除く)	業務経費(国庫補助を除く)	一般管理費(国庫負担を除く)	その他支出	平成28年度の収支差の精算	特別計上分(業務経費の別掲)	計	収支差			
	一般分	債権回収以外	債権回収	計	医療給付費			年齢調整額	所得調整額	激変緩和	全国平均	地域差分													
					(A)-(B)	医療給付費(A)							平成28年度の協会手当分(B1)									震災特例分(B)波及増分(B2)	計	全国平均	地域差分
全国計	9,142,915	9,140,996	17,973	6,007	11,966	9,160,889	4,677,382	4,677,382	4,681,495	1,895	2,219	-	-	-	403,926	3,289,872	123,436	37,643	33,721	-	73	8,566,054	594,835	594,835	-
鹿児島	124,515	124,489	210	81	129	124,725	64,844	76,361	76,361			▲ 251	▲ 10,551	▲ 716	5,441	44,314	1,663	507	454	8	0	117,232	7,494	8,012	▲ 519

(注) 1. 年齢調整額、所得調整額、激変緩和のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。

2. 債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。

3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う平成30年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。

4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び熊本地震に伴う平成28年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。

また、(B2)は、東日本大震災等に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。

5. 「平成28年度の収支差の精算」は、平成28年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。

6. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。

※参考【直近5年間の収支状況の推移】

○全国

(百万円)

	収入	支出	収支差	地域差分
H26	7,849,338	7,476,735	372,603	-
H27	8,059,944	8,014,730	45,214	-
H28	8,432,049	7,933,382	498,667	-
H29	8,813,955	8,365,333	448,622	-
H30	9,160,889	8,566,054	594,835	-

(注)H25～29の数値は確定値、H30の数値は暫定値。

○鹿児島

(百万円)

	収入	支出	収支差	地域差分
H26	112,843	107,487	5,356	14
H27	113,027	112,806	221	▲ 412
H28	117,098	110,223	6,874	▲ 8
H29	121,626	115,531	6,094	▲ 15
H30	124,725	117,232	7,494	▲ 519

(注)H25～29の数値は確定値、H30の数値は暫定値。